# 令和元年5月27日開催

# 新庄市農業委員会第24回総会議事録

# 新庄市農業委員会

# 新庄市農業委員会総会(令和元年5月)議事録

- 1. 開催日時 令和元年5月27日(月)午前10時00分
- 2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
- 3. 出席委員(18名)

2 畨	今田	則雄

4番 星川 吉和

6番 笹 行也

8番 間 真一

10番 髙橋 敏行

12番 清水 哲夫

14番 下山 秀一

16番 三原 康志

18番 指村 貞芳

3番 丹 茂

5番 海藤 芳正

7番 鶴巻 浩美

9番 須田 雄二

11番 齋藤 謙二

13番 佐藤 啓右

15番 星川 豊

17番 佐藤 喜代志

19番 森 良一

4. 欠席した委員(1名)

1番 浅沼 玲子

## 5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名

日程第 2 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第95号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第96号 農用地利用集積計画について

日程第 5 報告第71号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について

日程第 6 報告第72号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 7 報告第73号 農地法第43条第1項の規定による届出について

# 6. 出席した事務局職員

 局
 長
 津藤
 隆浩
 主
 査
 早坂
 和弥

 主
 任
 三宅
 大輔
 主
 事
 長南
 友紀

#### 7. 総会議長

今田 則雄

#### 8. 会議の概要

#### ○議長

ただいまより、令和元年度新庄市農業委員会第24回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

# ○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は1番浅沼玲子委員の1名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第27条第3項の規定により、本第24回総会が成立していることをご宣告申し上げます。では会長職務代理に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

#### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番海藤芳正委員と12番清水哲夫委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第94号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第94号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区3件、稲舟地区4件、萩野地区1件の計8件を議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満た していると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

## ○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

# ○13番

議案第94号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。5月20日に調査確認しました。前回の議案第93号の新庄地区3番、4番にありました○○さんと △△さんが耕作する分の残りの分となっています。□□さんの耕作する田と隣接する並びの田でありまして、単価についても双方合意のものであり問題なしと考えますので、宜しくお願いします。

#### ○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

#### ○16番

新庄地区2番について、5月20日調査確認しました。第18条第6項関連で同一世帯で息子さんが借りるとの事で、新規ではありますがほぼ再設定という事で、問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

#### ○議長

新庄3番について調査報告をお願いします。

#### ○6番

新庄地区3番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。○○さんが離農するという事で、この農地の隣接である△△さんに買って貰えないかという事で、今回の取引になりました。対価についても、双方合意の上ですので問題無いと判断しました宜しくお願いいたします。

## ○議長

それでは、次に稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

### ○5番

稲舟地区1番につきまして、5月20日に調査いたしました。事務局の説明の通りであり、農地も適正に管理されておりますので、問題ありませんのでよろしくお願いします。

# ○議長

稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

# ○14番

5月21日に調査いたしました。この両者につきましては、本家、別家の間柄で別家の ○○さんが長年使用してきたものでございます。前回の上程されました案件で△△さんが おじいさんより相続した物件でございまして、おじいさんの意向に沿うような形で、贈与 という話し合いになったそうです。以上です。よろしくお願いします。

#### ○議長

稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

#### ○8番

稲舟3番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。貸人の○○さんと借人の △△さんのお父さんが知人でございます。双方合意の為、対価も相当だと思います。問題 無いと思いますのでよろしくお願いいたします。

# ○議長

稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

### ○8番

稲舟4番につきまして、5月19日に確認いたしました。貸人の○○さんの実家は△△地区でありまして、借人の□□さんと近所であります。貸人の○○さんは学生時代から実家を離れておりますので、現在は○○さんの妹さんが近所に在住しておりまして、今回の案件も○○さんの代理人として農業委員会に手続きなどを行っております。知人同士でございますので両者合意の為、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

## ○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

## ○7番

萩野地区1番について、5月22日に調査確認いたしました。この貸し借りは経営移譲 年金受給の為の貸し借りであります。同一世帯でもあり再設定でもありますので、なんら 問題ないと思います。宜しくお願いします。

# ○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

## ○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第94号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

# ○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第94号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

#### ○議長

次に日程第3、議案第95号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。 それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案第95号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件を議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、変更内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告を お願いします。

# ○6番

議案第95号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして 5月19日に調査いたしました。ただいまの事務局の説明のとおりですので、問題無いと 判断いたしました。宜しくお願いいたします。

# ○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

# ○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第95号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

# ○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第95号農地法第4条の規定による許可申請 については、原案のとおり可決決定されました。

## ○議長

次に日程第4、議案第96号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、森良 一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席いた します。暫時休憩します。

<「森良一委員」退席>

#### ○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案第96号農用地利用集積計画について、新庄地区1件、萩野地区1件の2件を議案 書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

# ○議長

はい、それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権 設定2件について質疑ございませんか。

# <質疑なしというものあり>

# ○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第96号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

# <異議なしというものあり>

# ○議長

異議なしと認めます。よって、議案第96号農用地利用集積計画については、原案のと おり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

# <「森良一委員」着席>

# ○議長

休憩を解いて再開します。

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

# ○事務局

報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、 萩野地区2件の計4件を議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

#### ○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による 届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

#### ○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出 については、原案のとおり可決承認されました。

#### ○議長

次に日程第6、報告第72号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

## ○事務局

報告第72号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区の2件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

# ○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第72号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

# ○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第72号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

# ○議長

次に日程第7、報告第73号農地法第43条第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

#### ○事務局

報告第73号農地法第43条第1項の規定による届出について、新庄地区の1件を議案 書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

# ○議長

ご苦労様でした。ただいまの報告第73号農地法第43条第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

#### ○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第73号農地法第43条第1項の規定による届出については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。 これにて、新庄市農業委員会第24回総会を閉会いたします。 本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和元年5月27日

# 新庄市農業委員会

議事録署名委員 海藤 芳正

議事録署名委員 清水 哲夫